

# 年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

平成29年10月20日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1700054号  
厚生局事案番号 : 北海道(国)第1700006号

## 第1 結論

昭和52年3月から平成19年9月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和52年3月から平成19年9月まで

昭和52年4月頃にA市役所で国民年金の加入手続きを行い、請求期間の国民年金保険料を納付していたはずなのに、年金記録では、請求期間の国民年金の加入記録及び保険料納付記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、昭和52年4月頃にA市役所で国民年金の加入手続きを行い、請求期間の国民年金保険料をA市役所の窓口で納付したとしているところ、請求期間のうち、昭和52年3月から平成8年12月までの期間は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以前の期間であり、国民年金保険料を納付するためには国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるところ、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンラインシステムによる氏名検索を行ったが、請求者に対し国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、オンライン記録によると、請求者の基礎年金番号における被保険者記録は、厚生年金保険の被保険者記録のみであり、国民年金被保険者記録及び資格変更履歴は確認できないことから、請求期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、請求期間に係る国民年金保険料を納付することができなかったものと判断できる。

さらに、紙台帳検索システムにおいて請求者の国民年金被保険者名簿は確認できない上、請求者が請求期間当時に住所を定めていたとするA市は、請求者に係る国民年金の加入及び国民年金保険料の納付に関する資料はないと回答している。

加えて、請求期間は、30年7か月と長期間であり、このような長期にわたり行政が請求者の国民年金保険料の収納に係る事務処理を連続して誤ることは考え難い。

なお、請求者は、B金融機関から融資を受ける際に、国民年金保険料を納付した書類を提出したはずであるとしているところ、B金融機関は、保存期間経過のため、請求者が融資を受けていたかどうかは不明であると回答している。

このほか、請求者が、請求期間について保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。